

議 事 録

| | | | |
|-----------------|--|-------------------------|--|
| 会議名 | 平成26年度第1回寒川町介護保険運営協議会 | | |
| 開催日時 | 平成26年6月25日（水曜日）18：00～19：30 | | |
| 開催場所 | 東分庁舎2階第1会議室 | | |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 | 出席委員：長崎委員（会長）、木藤委員（副会長）、佐久間委員、熊沢委員、森井委員、橋本委員（6名） 欠席委員：三枝委員、下里委員、坂内委員（3名） 事務局：高橋高齢福祉課長、高齢福祉担当：原主査、嶺主任主事、介護保険担当：仲手川副主幹、野呂主査、関谷主事 地域包括支援センター：稲葉社会福祉士 傍聴者数：2名 | | |
| 議 題 | 1. 副会長の選出について 2. 介護保険の運営状況等について 3. 地域包括支援センターについて 4. 介護予防事業について 5. その他 | | |
| 決定事項 | 副会長は、委員互選により木藤委員となった。 | | |
| 公開又は非公開の別 | 公開 | 非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む） | |
| 議事の経過 | <p>< 議事前段の進行 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付（木藤副会長、橋本委員） ○木藤委員、橋本委員挨拶 ○事務局紹介 ○長崎会長挨拶 <p>平成26年度は高齢者保健福祉計画の見直しの年になっているので、皆様方の意見が第六次の計画に反映できるようになれば、この協議会での議論も生きてくると思いますので、忌憚のないそれぞれの知識の中でのご意見を頂ければと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配布資料の確認、訂正 | | |

○議事録承認委員の確認(長崎会長、木藤副会長)

<ここから議事>

議題1 副会長の選出

前任者と同じ選出母体である木藤委員に決定

議題2 介護保険運営状況について

野呂主査：【資料1 1～3ページに基づいて説明】

高齢者人口はほぼ大幅な変更はない。

高齢化率に関しては、計画では23%、昨年10月時点では22%、3月31日時点で23.4%ということではほぼ計画の見込みどおりの増加となっている印象。後期高齢化率に関しても同様に、昨年10月1日時点で8.9%の実績、3月31日時点では9.2%に上昇。計画では9.0%。国、県との比較は25年3月31日付の数値で寒川町高齢化率22.2%、県21.9%、国24.4%。県よりは高齢化率が高くなっているが、国に比べると若い町といえる。

後期高齢化率も同様に25年3月31日付で寒川町8.8%、県9.8%、国12%になっており、後期高齢化率でみると町は、県、国と比べても若い。65～75歳までの人口がやや多いという印象。団塊世代が10年程度を目安に後期高齢化が進む見込みのため、今後町の後期高齢化率が県、国に近づいていくと予想される。

認定者数について。寒川町の特徴としては割合で県、国と比べて支援1、支援2の方が少なく介護1、介護2の方が多い。また10月1日時点での実績数値は1280人、3月31日時点での実績数値は1314人ということで約1.02%上がっている。高齢化率、後期高齢化率も同様に1.03%程度の上昇。高齢の人が増えると、同じ程度の割合で認定者も増えている状況。

2ページの居宅介護サービス及び地域密着型サービス受給者数についても、介護1の増加が町では、近年目立ってきている。3ページの要介護認定者集計表については、25年3月の時点と26年3月までの1年間で1229人から1314人に数値が上がっており、1.07%の上昇、実数にして85人増えており昨年前半の数値として申請者が増えているという印象だったがその通りになっている。

仲手川副主幹：【資料1 4～5ページに基づいて説明】

25年度給付実績は計画値に対して80.1%、24年度の同割合は86.3%だったので6.2ポイントの減少となった。前年度実績に対する伸びは前年度比で3.9%増加した。

項目別にみると、居宅サービスは人数で9.4%、給付費で7.5%、件数で9.2%といずれも10%に近い利用を示している。特定福祉用具販売について給付費は前年度に比べて減という形になっているが、人数、件数が増とっており在宅で福祉用具を利用する人が若干増えていると考えられる。地域密着型サービス、住宅改修、居宅介護支援、介護保険施設サービスにおいてはほぼ前年並みの数値。さらに細かい項目をみると、居宅サービス内の訪問看護、居宅療養管理指導、地域密着型サービス内の小規模多機能型居宅介護で給付費の対前年度比それぞれが増加。訪問介護で26.9%、居宅療養管理指導で24.4%、小規模多機能型居宅介護で25.8%増。一方、居宅サービス内の訪問リハビリテーション、短期入所療養介護については25年度計画値、24年度実績値いずれと比べても減となっている。また、地域密着型サービス内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護については24年度に引き続き事業者がないため0という形になっている。

5ページの予防給付費実績については、全体の実績は計画値の83.3%で計画値を下回っている。対前年度比は給付費で7.6%の増加。

個別項目で、前年度利用者件数が少ない項目である介護予防サービス内の介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護予防サービス内の介護予防小規模多機能型居宅介護は25年度給付で計画値よりも少ない結果が見て取れるが、対前年度比、24年度実績と比べると倍、もしくは倍以上の数字になっている。24年度の実績値が少なかったため、それと比べると多く見える。一方で、介護予防サービス内の介護予防訪問リハビリテーションでは前年度比で21%にしか満たない実績だった。件数的にも減っている。これは訪問リハビリテーションを行う事業所が近隣に少なく、利用すること自体ができなくなり利用数が減っているようにとれる。この項目については、介護給付も同じ。

長崎会長：何か質問はありますか。

熊澤委員：数値を見て、どのような傾向、評価などが考えられるか。

高橋課長：計画値というのは最初に町の経済状況から高齢化率や出現率を見込んで、その時の利用率＋ α で見込むのが通常で、総体のサービス量を決め、個々に数字化したもの。その時の経済状況に大きく左右されるので、福祉用具貸与や住宅改修など、その時に一番必要なものが伸びていく。その時の状況に応じて3年前に見込むので、リハビリやデイサービスなどは若干低くなっている。けれども給付については通常の伸びで見ているので計画値が大きくなる。そのため状況によっては今回のように余りが出てしまう。また、事業者についても利益を求めなければならないので対象者がいないと閉めたり、別の場所へ動いたりしてしまうので利用することができなくなり、数が少なくなる。今後は、この結果を見て、3年後はどうなるのか計画を立てる。予算上は100%に近いものでいけばいいが、赤字になったときに、事業者に支払うことができなくなってしまったため7%程度の幅をもって計画する。そのため、利用されなければ数%ほど差が出てしまう状況になっている。

熊澤委員：計画数値を基に介護保険料を設定していると思うが、今回の給付の状況が86.3%という状況だった。予算の関係から7%ぐらいの余裕が欲しいとのことだが、結果から見て介護保険料の設定は高かったのか。

高橋課長：（100%の）予想ができれば問題なく設定ができると思うが、制度自体は自由に使えるもの。使っても使わなくてもよいので、その部分で差ができてしまう。今現在もらったお金は同率で保険料に入れてあるため、余った保険料については先にもらっている形になる。次回の会計に「先にもらっているお金」として充当する形で抑制を図っていく。寒川町は一時大きく伸びたが、他と比べるとそれ以降は伸びていない。前回の改訂では20円ぐらい、今後伸びるとしても100円前後ではないかと見ている。

熊澤委員：先ほど余った保険料は次に残していくとのことだが、寒川町の財政の問題で一般会計に引き上げてしまうようなことないか。

高橋課長：そういったことはできない。

熊澤委員：介護保険料は徴収で集まっているのか。払えていな

い人はどのくらいいるのか。

高橋課長：概算で250人前後おり、700万円弱になる。

熊澤委員：それは介護保険を払っている人で負担しているのかそれとも一般会計予算を使っているのか。

高橋課長：本来ならば納めてもらわなければいけないものだが、一般会計から補充している。保険料収納率をあらかじめ概算で出している上で保険料を皆さんに頂いているのでその部分で赤字になるということはないようにしている。現在国の基準が97%で、現年度徴収率が98.7%程度のため目標はクリアしているので不足ということはない。

熊澤委員：現年度徴収率98.7%で、金額とすると700万弱ということか

高橋課長：少しずつ納めてもらうため、多少変わるが2年過ぎると権限がなくなってしまう徴収できなくなってしまう。それが大体700万円程度。

熊澤委員：その落とした分は国、県の中でその計算でやれ、ということになっているのか。きちんと払っている人に負担しろ、ということなのか。

高橋課長：負担しろ、という意味ではない。不納欠損した場合、その人には利用制限がかかる。一定期間の滞納について過去10年まで遡ってみて、利用制限がかかる。3割負担になってしまったり、先に10割分払ってから利用したりするなど、それなりのペナルティがある。きちんと払っている人と同じように利用できるわけではない。

熊澤委員：それは全国で同じなのか。独自ののか、決まっているのか

高橋課長：県、国で決まっている。変わらない。

長崎会長：事業者も利益のために減ったり増えたりするといっていたが、事業所が減れば利用者が困る。福祉の中で介護予防ということを中心に上げる中で減ったものに対して施策的に補強などをする計画はあるか

高橋課長：今の時点では考えていないがこれがゼロになることは困るので、今後考えていかなければならないと思っている。寒川町だけが介護給付費の点数を上げるというわけにはいかなないので何かしらの形でお願いなどをして訪問リハビリなどをやっていただかなければならないが、事業者の経営責任を持

つことはできないので、そこが難しいところ。

長崎会長：行政の方で責任が持てないというのも確かではあるが、逆に町民の健康のサービスをするのも行政なのでそのあたりの兼ね合いも大切だと思う。手遅れにはならないよう考えていっていただければと思う。

資料1の表の作りについて、平成25年10月1日現在の表と平成26年3月31日現在の表を並べることに意味はあるのか。

仲手川副主幹：もともと高齢者保健福祉計画の基準が10月1日になっている。そちらの計画との比較ということで10月1日現在の表、また25年度の1年間ということで3月31日現在の表を併記している。

長崎委員：前年度末の数値を出してもらった方がわかりやすいのではないか。前年との比較増減が単純でいい。表の作り方も検討してもらいたい。

議題3 地域包括支援センターについて

稲葉社会福祉士：【資料2の説明】

長崎会長：何か質問はありますか。

熊澤委員：運営事業の収支実績額で、端数はあるが、収入が約3000万円、支出が約2800万円、残りの約200万円はどうしているのか。

稲葉社会福祉士：25年度の事業委託を受けて3職種正職員3名と、予防プラン作成の職員1名と独居高齢者を訪問する医療職、看護師と保健師の2名計6名体制で行う予定だった。しかし医療職の職員が確保できない状況がずっとあり、人材募集をしていたが、年の半分ほど欠員が出ていた。欠員が出ていた部分は他の職員で分担して訪問などを行い事業は終了したが人員が欠けていた部分は町に返納する方がよいということになり、その収支差額分を返納させていただいた。

熊澤委員：一方で、介護報酬で独自に働いた事業で収入を得ている。

今回は人員の欠員で出た残り（という内容）で町に返納ということは問題ないと思う。社会福祉協議会が受託して一番の問題は赤字になることだと思うので、そこを考慮しながら進めてほしい。

議題4 介護予防事業について

原主査：【資料3に基づいて説明】（冒頭資料について修正連絡。24年度実績、健康つみたて教室について540万円が誤りで「615万円」が正しい。）

長崎会長：何か質問はありますか。

佐久間委員：3ページについて、平成24年度の49に対して要介護4，要介護5名で21年22年、23年に比べて増えている。増えた理由はなにか。

原主査：正直なところ、現在の時点では理由は明確になっていない。この事業で行っている中でどうしてこうなったのか、という検証がしきれていないのが現状。

佐久間委員：それを検証しなければ、これだけの予算を組んでやっている意味がない。一人当たり5,000円から8,000円くらいかかっている。24年度は増えている、介護保険料が高いなど健康な人が文句をいうようになる。この事業でこれだけの人が元気になっている、ということを行行政がアピールしなければ参加人数も減っていく。参加者が行った内容を各事業者が確認し、26年度の事業の改善を期待している。

原主査：年齢なども含めてもう少し詳しく調べてみる。

長崎委員：町として、事業をしてから「これから検証をします」ではなくて、事業をするたびに振り返って検証しながら前へ進めていってほしいと思う。

佐久間委員：たくさんお金を使うので、ただやっているというだけではいけない。結果と原因を見て欲しい。町民から見られている。

熊澤委員：1ページについて、25年度の事業はすべてきくの郷だったが、26年度は公募事業者が多数あり、その中から選定したため異なる事業所になった。それは望ましいことだと思う。その原因、公募が増えた理由は、公募方法を変えるなどなにかあったのか。

原主査：元気はっけん教室、お父さんのためのアンチエイジング講座の二つを1日かかる事業から半日の事業へ変更し、参入しやすくしたことが理由の一つと考えられる。また、応募が始まる時期に町の方から介護予防事業を行っている事業所に対してアプローチをかけた結果増加した。

熊澤委員：ただ広報などで呼びかけるだけではなく、（町から

)声をかけるなどしてたくさん応募してもらうよう努力したということですね。

長崎会長：議事4まで一通り終わりましたが、全体を通して何か質問などはありますか。

熊澤委員：茅ヶ崎の保健福祉事務所は、来年か再来年にはだんだん茅ヶ崎市に移行して、茅ヶ崎市の部分は最終的にはなくなってしまおうという話を聞いた。

その場合、福祉と関係のあるケースワーカーや生活保護など、介護保険や包括などいろいろなものとかかわりがあるかと思うが、そのあたりの見通しなどはどうなのか。確定かどうかかわからないが。

橋本委員：茅ヶ崎市は平成29年度に保健所設置の方向で動いている。

茅ヶ崎保健福祉事務所の事務には、保健所としての事務と福祉事務所としての事務があり、今回は保健所機能の移行。介護保険や地域福祉は県の事務で、保健所機能が移行しても、県に残る事務。生活保護は茅ヶ崎市の分はもともと茅ヶ崎市福祉事務所が所管しており、寒川町の方は県福祉事務所が所管している。寒川町の保健事務については、県の方向性はまだ何も示されていない。

熊澤委員：保健と福祉があって、保健の方は県が茅ヶ崎に委託して寒川町の方もという話しが出ているが、福祉の方はなかなか難しい。特に生活保護については、負担割合があり、生活保護は増えているので負担が大きくなるのだと思う。また、場所の問題もあるのだと思う。

橋本委員：寒川町福祉については、近隣の県保健福祉事務所が所管することになるかもしれないが、詳細は決まっていない。

5 その他

原主査：

1 第五次計画の変更について

特別養護老人ホームについて 4月から5月2日の間パブリックコメントを行った結果反対意見も出なかったため県に報告承認され、40床増床から50床増床することに。

2 第六次計画までの予定

「介護保険法改正(予定)について」と今後のタイムスケジュール案を配布。予定として、7月に計画見直し検討委員会第1回を開催予定。その後推計等を行い、10月に第2回、1月に第3回、2月に第4回(最終)を開催予定。最終の第4回で介護保険料やすべての27年度、28年度、29年度の計画が決定する予定で進める。

介護保険法改正については6月18日に新聞などでも出ているが、厚生労働省の方から町には詳しいものが出ていないため大まかなものを参考として配布。主に話している項目は

「2施設サービス等の見直しに関する事項①について」今までは要介護状態すべてが特別養護老人ホーム入所対象になっていたが、今後は要介護3以上であることが条件になる。

「3費用負担の見直しに関する事項①について」100分の20とすることという部分があるが、今までは一律1割負担だったところを平成27年8月より所得で160万円以上の方は2割負担になるという内容。

「費用負担の見直しに関する事項②について」施設に入った際の食費、部屋代等負担して頂いているものだが、年々措置が厳しくなるため、預貯金の状況、配偶者の所得、非課税の年金収入なども資産の状況に見込まれることになった。

「4地域支援事業の見直しに関する事項①について」介護予防訪問介護と介護予防通所介護についてだが、要支援の方の訪問介護・ヘルパーと通所介護・デイサービスが介護予防日常生活支援総合事業という名前になり、29年度から町において実施するという形になる。

「5介護保険事業計画の見直しに関する事項について」は、27年度、28年度、29年度の第六次保健福祉計画を見直すこと

仲手川副主幹：

1 情報提供

国の方で今まで決めていた事が第三次地域主権一括法で、自治体の条例で今年度末までに決めなくてはいけなくなったものがある。現在条例制定の準備を進めている。

内容としては、指定介護予防支援事業者の指定について必要な事項や、地域包括支援センターの職員に関する基準など今まで厚生労働省の省令で指定されたものを町の条例で決めることになる。寒川町としては特に国の基準を変更するということ

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>は特別考えにくいということで、ほぼ今までの厚生労働省の基準に従って条例化していく。これについては今年度末までに決めるので、次回の会議の際に報告する。</p> <p>2 次回について</p> <p>12月の中～下旬を予定。改めて日程調整する。</p> <p>長崎会長：事務局からの連絡について何か質問はありますか。</p> <p>木藤委員：先ほどの増床計画について、ケアマネージャーとしてはありがたいが完成はいつ頃になるのか</p> <p>原主査：27年度の8月を予定している。</p> <p>熊澤委員：特別養護老人ホームが増えているのは、施設が少なく入れない人が多いのでよい面もあるが、増えすぎると介護保険料の負担が大きくなり負担しきれなくなるなどの事もあると思う。県内の施設の状況などのバランスを考えて慎重に決めていかなければならないのでは。在宅の方にも目を向けていけるようにならないければ2025年問題なども言われているので乗り切れないのではないだろうか、と危惧している。保健福祉計画、介護保険の見直しもあると思うので、施設の計画見直しについてはありがたい反面、負担が伴うということで、慎重に検討してほしい。</p> <p>長崎会長：今後注目してみたい。</p> |
| <p>配付資料</p> | <p>資料1 平成25年度介護保険の状況</p> <p>資料2 平成25年度寒川町地域包括支援センター運営事業実績報告書</p> <p>資料3 平成25年度介護予防事業等実施事業実績</p> <p>参考資料 寒川町介護保険運営協議会規則、寒川町介護保険運営協議会規則で規定する委員を定める要領</p> <p>介護保険法改正(予定)について、第六次寒川町高齢者保健福祉計画策定に係る平成26年度スケジュール</p> |
| <p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p> | <p>長崎 悟、木藤 剛</p> <p>(平成26年8月12日確定)</p> |